

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2009年12月28日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合) [No.77]

そもそも沖縄の別荘は松崎氏の資金で購入したのか？

本号より、松崎氏業務上横領の被疑事件の検証を開始したい。この事件の事実関係については、「6・24 判決」に、以下の通り、詳しく記載されている（年は西暦に修正）。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)ア(本件格搜索差押えにおける原告(注:松崎氏)の嫌疑の有無)

(1) 前記争いのない事実等に加え、証拠及び弁論の全趣旨によれば、警視庁の捜査の結果、本件各令状(注:2005年12月の家宅搜索における搜索差押許可状)の発付を請求した時点で、以下の事実が判明していたものと認められる。

ア 本件土地(注:沖縄県今帰仁)について

(ア) 原告の妻Mは、1995年5月13日、氏名不詳者との間で、本件土地を1,373万2,000円で買った。

(イ) さつき商事株式会社(注:さつき企画の前身)の取締役であったTMは、同年9月13日、上記売買契約の仲介者に対し、本件土地代金を現金で支払った。

(ウ) 原告及びM名義の銀行口座から、本件土地の価格に相当する金員の出入りは認められなかった。

(I) Mは、2000年1月15日、日本鉄道福祉事業協会(注:以下、福祉事業協会という)との間で、本件土地を代金687万8,100円で売った。

イ 本件建物(注:上記土地に建設した別荘)について

(ア) さつき商事は、1995年5月13日、M社(注:住宅会社)に対し、本件建物の建築を注文し、同社はこれを請け負った(以下「本件請負契約」という)

(イ) さつき商事とM社は、同年12月26日、1996年3月25日、同年6月26日にそれぞれ、本件建物の追加変更請負工事を締結した(以下「本件各追加変更契約」という)

(ウ) 本件請負契約及び本件各追加変更契約に基づく工事代金や登記申請費用等の諸費用の合計(以下、「本件建物代金」という)は、5,299万2,464円であり、以下の通り支払われた。

a 1995年5月15日、M社名義の口座に、T0名義で620万5,000円が振り込まれた。

b 同年12月8日、小切手により700万円が支払われた。同小切手は、「東日本旅客鉄道労働組合執行委員長松崎明」名義の定期預金口座の元利金が原資であった。

c 1996年2月3日、小切手により1,000万円が、現金により170万円がそれぞれ支払われた。同小切手は、TM名義の定期預金口座の元利金が原資であり、現金は、同日、TM名義の普通預金口座から230万円が払い戻されていた。

d 同月22日、小切手により1,100万円が、現金により70万円がそれぞれ支払われた。同小切手は、「東日本旅客鉄道労働組合総務財務部」名義の普通預金口座の元利金が原資であり、現金は、同日、TM名義の普通定期預金口座から現金70万円が払い戻されていた。

e 同年4月30日、1,600万円が小切手により支払われた。同小切手は、「東日本旅客鉄道労働組合」名義の定期預金口座の元利金が原資であった。

f 同年5月10日、12万1,970円が現金により支払われた。

g 同年6月27日、M社の口座に、19万5,494円が振り込まれた。

(I) 上記各金員について、原告およびMの個人資産から本件建物の価格に相当する金員の出入りは認められなかった。

(オ) さつき商事は、2000年1月15日、福祉事業協会に対し、本件建物を売った。

松崎氏夫妻の個人資産から土地・建物の金員の出入りは認められず！

この後、沖縄の土地・建物を売却し、松崎氏は、それを原資にハワイのリゾートマンションを購入するのだが、まずは、ここまで部分から検証を開始したい。裁判所が認めた事実関係を読むと、そもそも、この沖縄の物件は松崎氏夫妻の個人の資金で購入したのか、との疑問が湧いてくる。この別荘は、果たして、松崎氏の資産といえるのだろうか？

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>